

改葬のお手続きについて

- 寺院墓地、納骨堂、一時的に安置している自宅等から他に遺骨を移す際、改葬許可証が必要です。
- 現在遺骨のある墓地等の所在地である市区町村の窓口で改葬の手続きを行うと、改葬許可証が発行されます。
- 武蔵野市で改葬許可申請をした場合、改葬許可証は後日の交付となります(手渡しもしくは郵送)。
- 申請場所が他の市区町村役場の場合は必要書類が異なりますので、そちらにお問い合わせください。

受付窓口
 〒180-8777
 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
 武蔵野市役所本庁舎 1階
 市民課 戸籍係
 ☎ 0422-60-1840

【必要書類】※武蔵野市に申請する場合は下記①～④が必要です。

書 類	内 容
① 改葬許可申請書	新しい墓地使用者が申請してください。遺骨1体につき1枚必要です。遺骨が2体以上ある場合は別紙をご利用ください。
② 埋葬、埋蔵証明書	現在遺骨のある墓地管理者が作成した、埋葬・埋蔵の事実を証明したもの。決まった様式はありません。 ①の改葬許可申請書の下部に現在の墓地管理者から直接記入・押印していただいたものでも構いません。
	墓地から遺骨を引き取って一時的に自宅で安置していた場合、安置する前に埋葬していた墓地管理者が作成した遺骨引渡証明書でも代用できます。
③ 受入証明書	新しく遺骨を移す先の墓地管理者が改葬手続きのために作成したもの。
	受入証明書がない場合は以下のもので代用することができます。必ず原本をお持ちください(こちらで原本を確認のうえ写しをいただき、お返しします)。 例:新しい墓地の契約書、権利書、永代使用权証明書、使用許可証 等
④ 除籍謄本	遺骨(死亡者)の死亡の記載がある除籍謄本。死亡時の本籍地に請求してください。 ※発行年月日は問いません ※本籍地が武蔵野市の場合は不要です。

↓①～④とあわせ、下記の書類が必要な場合があります。

書 類	内 容
⑤ 改葬承諾書	現在の墓地使用者と新しい墓地使用者(改葬許可申請者)が異なる場合には、現在の墓地使用者の承諾が必要になります。 現在の墓地使用者が亡くなっている場合は、相続人全員の承諾が必要です。
⑥ 本人確認書類 (免許証、マイナンバーカード等)	新しい墓地使用者(改葬許可申請者)以外の方が手続きをする場合には、受付の際、窓口にあります来庁者(使者)確認票に来庁した方の氏名等をご記入いただいた上で、ご本人確認をさせていただきます。
⑦ 返信用封筒	改葬許可証の交付を郵送でご希望の場合はご用意ください。申請者のご自宅に送付します。宛先の記入・切手の貼付をお願いします。

改葬の流れ

- ①現在の墓地に関係する親族や寺院等と打ち合わせをし、新しい墓地を決める
- ②新しい墓地の管理者から受入証明書をもらう
- ③現在の墓地の管理者から埋葬、埋蔵証明書をもらう
- ④現在遺骨のある墓地等の所在地である市区町村の窓口で改葬許可申請を行い、改葬許可証を受け取る（武蔵野市では後日郵送）
- ⑤現在の墓地の管理者へ改葬許可証を見せ、遺骨を引き取る ※改葬許可証は提出しない
- ⑥新しい墓地の管理者に改葬許可証を提出して遺骨を納める
- ⑦元のお墓が不要な場合は管理者に墓地の返還手続きを行い、墓石の解体、撤去をして更地に戻す

よくある質問

Q. 改葬の手続きに費用はかかりますか？

A. 改葬の手続きは無料です。

Q. 同じ霊園の違う区画に遺骨を移す場合、改葬手続きは必要ですか？

A. 「改葬」に当たりますので手続きが必要です。

Q. 死亡者の本籍地がわからず、除籍謄本が請求できません。どうすればよいですか？

A. 武蔵野市で改葬手続きを行う場合は、死亡者の身元確認及び改葬許可証に本籍地を記載するため必ず提出していただいております。埋葬から5年以内であれば現在の墓地管理者が埋火葬許可証を保管しているはずですので、そちらで死亡者の本籍地をご確認ください。

Q. 火葬後に一度も埋葬・納骨せず、自宅で安置していた遺骨を墓地に移す場合、改葬手続きは必要ですか？

A. 初めて墓地に埋葬する場合は「改葬」には当たりません。火葬場で交付された埋葬許可証（火葬許可証に火葬執行済と押印されたもの）を埋葬先の墓地管理者に提出し、埋葬してください。

埋火葬許可証を紛失した場合は死亡届を提出した市区町村役場へお問い合わせください。

Q. 外国のお墓に埋葬していましたが、日本の墓地に移すため一時的に自宅で安置しています。改葬手続きはどこですればよいですか？

A. 安置している自宅の住所地である市区町村の窓口で改葬の手続きをしてください。

Q. 外国で死亡し火葬しましたが、日本の墓地に埋葬する場合、どんな手続きが必要ですか？

A. 外国で死亡し火葬した場合は、初めての埋葬であっても改葬手続きが必要です。現在遺骨を安置している所または死亡届を提出した市区町村の窓口で改葬の手続きをしてください。必要書類が異なりますので、該当する市区町村の窓口へお問い合わせください。

Q. 現在の墓地から遺骨の一部を他の墓地へ分けて納める場合、改葬手続きは必要ですか？

A. 遺骨の一部を他の墓地へ分けて納めることを「分骨」と言います。改葬手続きは必要ありませんが、分骨証明書が必要です。発行機関は以下を参照してください。

●火葬場で骨あげの際に分骨する場合は、火葬場が発行

●墓地に遺骨を埋葬した後に分骨する場合は、墓地の管理者が発行